平成２２年（フ）第３２５号
神奈川県藤沢市善行坂１丁目１番26―1105号
債務者　加藤八重子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４１号
横浜市保土ケ谷区今井町575番地の９
債務者　横島　恵子（旧姓萩原）
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３９号
神奈川県相模原市相模台２丁目２番18号　ロビーシティコーワ103
債務者　熊谷　優紀
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４０号
神奈川県相模原市東林間６丁目10番６号　コーポレーションタケイ205
債務者　象潟志のぶ
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４２号
神奈川県相模原市相武台団地１丁目５番７―44号
債務者　関川　　正
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４３号
神奈川県相模原市相武台団地１丁目５番７―44号
債務者　関川　ヨミ
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５３号
神奈川県相模原市橋本台１丁目12番16号
債務者　坪池　美典
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５４号
神奈川県座間市入谷４丁目1876番地の６
債務者　菅原　槇子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６２号
神奈川県相模原市東林間６丁目４番11号　けやき荘Ａ
債務者　鹿内　栄司
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第８９号
神奈川県相模原市千代田１丁目７番７号　メゾン相模原501
債務者　枕辺　浩二
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６９１号
静岡県浜松市西区大平台３丁目16番22号　アルテプラーノ101
債務者　山本多恵子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４６号
静岡県浜松市南区西伝寺町173番地　コーポヒロノ201
債務者　江原栄里子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７１号
静岡県浜松市浜北区永島1044番地の５　プラザ浜北大橋202、前住所愛知県岡崎市薮田２丁目２番地８　桜井ハイツ103
債務者　清野　秀正
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１０３１号
大阪府豊中市庄内西町３丁目19番21号、前住所福岡市早良区西新５丁目９番22―703号
債務者　儀藤　真一
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１２６号
大阪府吹田市原町４丁目28番５―601号
債務者　山藤　和枝
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部